

# 年金制度改正の 議論を読み解く

## 19. 年金制度改正法案の 解説（その4）

2025年6月

日本総合研究所特任研究員 高橋俊之

2025年5月16日に、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が閣議決定・国会提出されました。5月30日に一部修正して衆議院で可決され、6月13日に参議院で可決成立しました。

厚生労働省が公表した法律案、法律案の概要資料、これまでに社会保障審議会年金部会で公表された資料等を基に、法律案による改正内容について、4回に分けて解説してきましたが、今回はその4回目です。

### □目次（前回より続く）

#### 9. 企業年金・個人年金制度の改正

- (1) iDeCoの加入可能年齢の引上げ
- (2) DC等の拠出限度額の引上げ
- (3) 企業年金の運用の見える化（情報開示）
- (4) 簡易型DC制度の通常の企業型DCへの統合
- (5) 石炭鉱業年金基金のDB制度への移行

#### 10. 検討規定、法制上の措置等

- (1) 検討規定
  - ① 公的年金制度の所得再分配機能の強化等
  - ② 被用者保険の適用拡大
  - ③ 基礎年金の拠出期間の延長
  - ④ 第3号被保険者の実情に関する調査研究等
- (2) 次期財政検証の翌年度までの間の厚生年金のマクロ経済スライド調整率
- (3) 基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライド調整期間の一致の法制上の措置

## 9. 企業年金・個人年金制度の改正

### (1) iDeCoの加入可能年齢の引上げ

iDeCoに加入できる年齢等の対象は、現行では、**国民年金被保険者（第1号、第2号、第3号、国年任意加入）**で、**老齢基礎年金や老齢給付金を受給していない者**と定められています。

国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者は、60歳未満です。厚生年金被保険者のうち、国民年金第2号被保険者に位置づけられているのは、65歳未満（老齢年金の受給権を有しない場合に限り65歳以上も含む）です。国民年金任意加入者は65歳未満です。

高齢者の就業率が上がっていることから、現在の要件に加え、60歳から70歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるようにするため、**60歳以上70歳未満の iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者**であって、**老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者**にiDeCoの加入・継続拠出が認められるようになります。

今回の改正法案では、iDeCoについて、**60歳以上70歳未満**であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、

- ①個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者 又は
- ②企業型DC等の私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者

であって、**老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者**が、新たに対象に加えられます。（図表1）

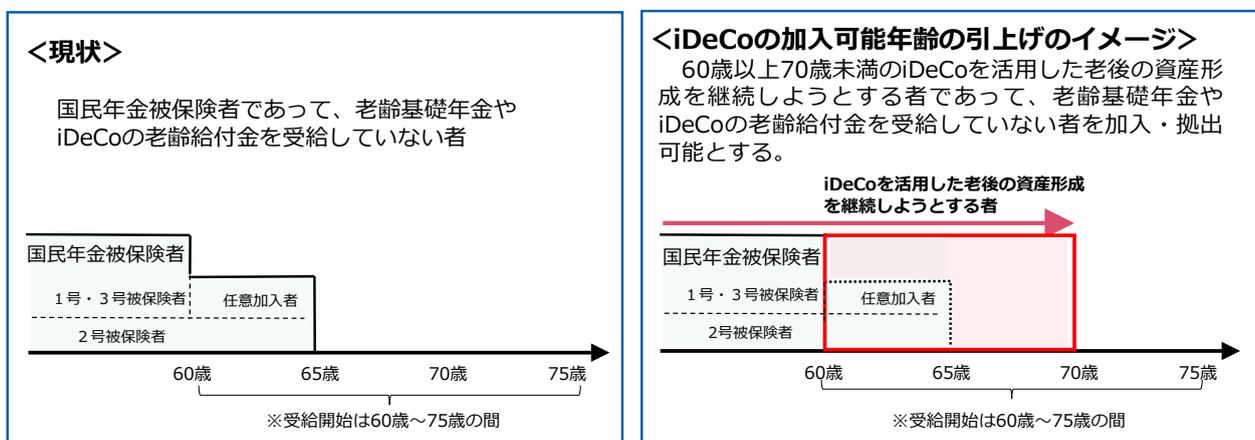
図表1

### iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- 現在の要件に加え、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるようにするため、**60歳以上70歳未満の iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者**であって、**老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者**にiDeCoの加入・継続拠出を認める。

<見直し後のiDeCo加入者の対象範囲>

- ① 国民年金被保険者（現行要件）
  - ② iDeCoの加入者・運用指図者
  - ③ 企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者
- 上記①～③であって、かつ老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



(資料) 2025年5月16日 厚生労働省 法案概要資料 (P6) に基づき作成

ここでは、**老齡基礎年金**を受給している場合は、個人型確定拠出年金の**加入対象外**ですが、**老齡厚生年金**を受給している場合は、**加入対象から除外されていません**。65歳になって、老齡基礎年金の受給を繰り下げて請求しないでいれば、個人型確定拠出年金に継続して加入できるようになります。

施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲で政令で定める日です。

(注1) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入者になることができる者は、確定拠出年金法第62条第1項に規定されています。同項第1号、第2号、第3号、第4号が、それぞれ、国民年金第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者、国民年金任意加入被保険者です。今回の改正では、第5号が追加され、「60歳以上70歳未満の者であって、申出の日の前日において個人型年金加入者であったもの若しくは個人型年金運用指図者であったもの、第82条第1項の規定による個人別管理資産の移換の申出をしたもの、確定給付企業年金法第82条の3第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとするもの、同法第82条の4第1項の規定による残余財産の移換の申出をしようとするもの又は同法第91条の28第1項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの（企業型掛金拠出者等を除く。）」が加えられます。

「確定拠出年金法第82条第1項の規定による個人別管理資産の移換の申出」とは、企業型DCの個人別管理資産をiDeCoの個人別管理資産に移換する場合です。

「確定給付企業年金法第82条の3第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出」とは、確定給付企業年金 (DB) の脱退一時金相当額をiDeCoに移換する場合です。

「確定給付企業年金法第82条の4第1項の規定による残余財産の移換の申出」とは、DBが終了したときに加入者又は受給者であった者に対して分配された財産を、iDeCoに移換する場合です。

「確定給付企業年金法第91条の28第1項の規定による積立金の移換の申出」とは、企業年金連合会の中途脱退者等の積立金を、iDeCoに移換する場合です。

このほか、平成25年改正法附則によりなお効力を有する改正前の規定による存続厚生年金基金の脱退一時金相当額、存続連合会の年金給付等積立金等及び積立金の移換の申出をしようとする者も、平成25年改正法の附則第5条第3項及び附則第38条第3項の読替規定の改正により、対象に追加されます。

(注2) 確定拠出年金法第62条第2項では、個人型確定拠出年金の加入者としなない者が定められており、同項第1号に、個人型確定拠出年金の老齡給付金の受給権を有する者又は受給権を有する者であった者が規定されています。これは改正で変わりません。

同項第2号では、現行では、「国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する者」が規定されていますが、改正により、「国民年金法の規定による老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けた者」に改められます。

これにより、老齢厚生年金の受給権者が除外されなくなるとともに、老齢基礎年金の受給権があっても、裁定請求をしていなければ、除外されなくなります。

## (2) DC等の拠出限度額の引上げ

DC等の拠出限度額の引上げについては、2024年12月27日に閣議決定された「令和7年度税制改正の大綱」で決められており、年金制度改正法案の成立後に、政令改正で規定される予定です。

図表2のとおり、

- ① 第2号被保険者の**企業型DCの拠出限度額**を、**月額6.2万円**に引上げ（現行は月額5.5万円）
- ② 第2号被保険者の**iDeCoの拠出限度額**を、**月額6.2万円**に引上げ（現行は企業年金がある事業所では月額2.0万円、企業年金がない事業所では月額2.3万円）
- ③ **第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）**を、**月額7.5万円**に引上げ（現行は月額6.8万円）

が行われます。

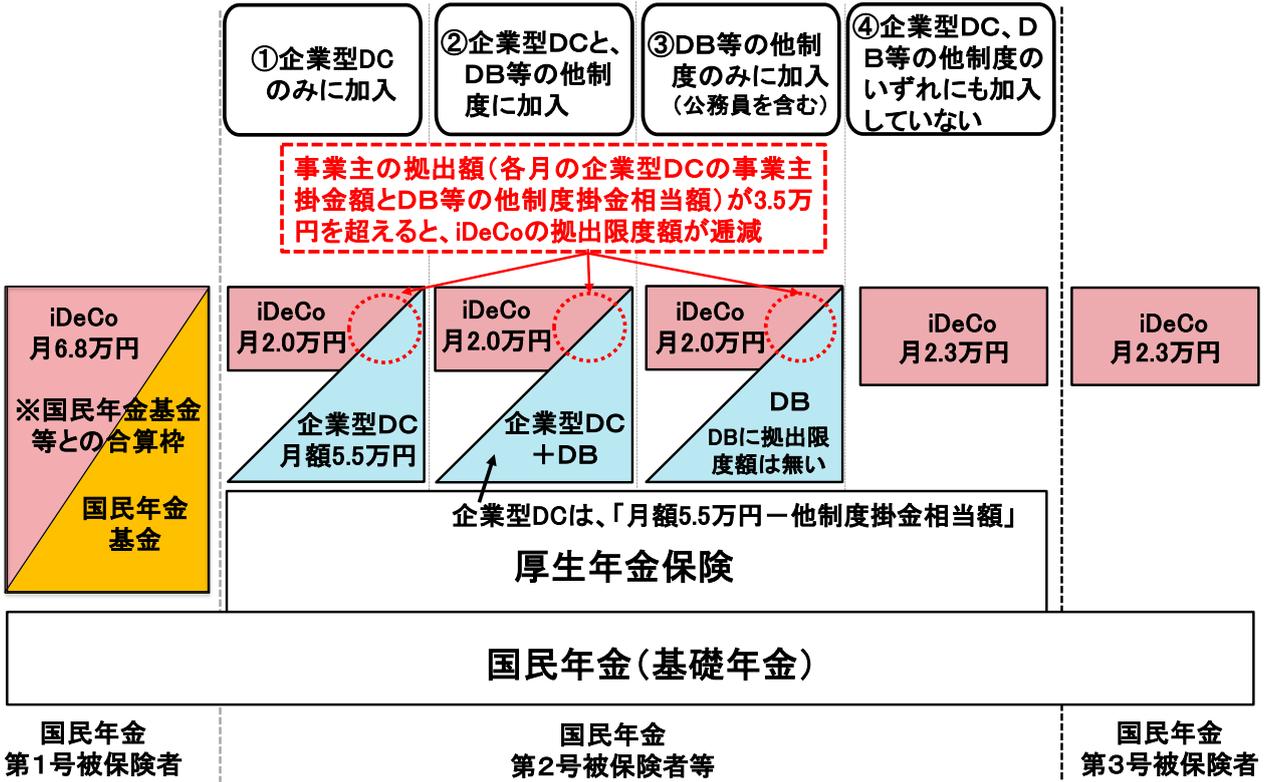
現行の拠出限度額は、前回の2020年の年金制度改正と2021年度の税制改正による見直しの結果、図表2のようになっています。

**企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組み**を構築し、「月額5.5万円から企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内（月額2万円を上限）」で、iDeCoの掛金を拠出できるようになりました。また、**DBの掛金相当額をDBごとに個別に評価する仕組み**を導入し、企業型DCの拠出限度額は、「月額5.5万円からDB等の**他制度掛金相当額**を控除した額」に改められました。さらに、**企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額**は、「月額5.5万円から**DB等の他制度掛金相当額及び企業型DCの事業主掛金額**を控除した額（月額2万円を上限）」に改められました。これにより、企業年金がある場合のiDeCoの拠出限度額が図表2のように統一されたものになりました。

今回の改正では、これをさらに進め、図表3のように、**iDeCoの拠出限度額を企業型DCの拠出限度額と同額の共通枠にまで引き上げ**、企業年金がある場合は、**企業の掛金額を上限額から控除し、残余の範囲内でiDeCoを拠出**できるようになります。企業年金がある事業所の従業員も、企業年金がない事業所の従業員も、**拠出限度額が統一**され、いわゆる「穴埋め型」という仕組みができます。

図表2

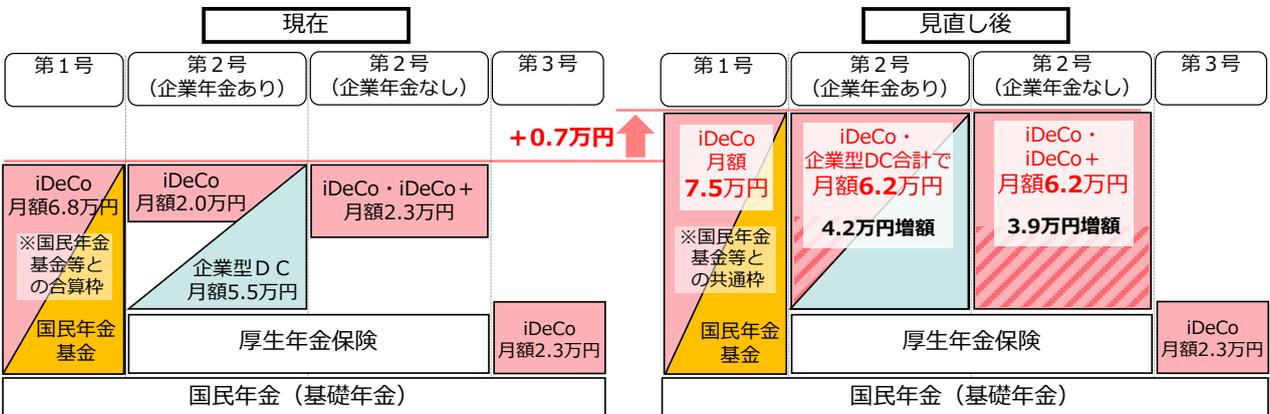
現行の拠出限度額（2024（令和6）年12月～）



図表3

DC等の拠出限度額の引上げ

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を、月額6.2万円に引上げ（現行：月額5.5万円）
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を、月額6.2万円に引上げ（現行：月額2.0万円又は2.3万円）
- 第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）を、月額7.5万円に引上げ（現行：月額6.8万円）
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止



（資料）2024年12月26日 社会保障審議会企業年金・個人年金部会 参考資料1（p1）、  
2024年12月27日 令和7年度税制改正の大綱（閣議決定）（p14-p15）を基に作成

**iDeCoの拠出限度額**は、企業年金がある第2号被保険者では**4.2万円増額**、企業年金がない第2号被保険者では**3.9万円増額**の大幅な増額です。**共通枠**としても、**第2号被保険者**については**月額5.5万円から月額6.2万円**に、**第1号被保険者**については**月額6.8万円から月額7.5万円**に、それぞれ**0.7万円引き上げ**られます。

(注) 拠出限度額は、企業型DCは確定拠出年金法施行令第11条で、個人型DCは同施行令第36条で、国民年金基金は国民年金基金令第34条で定められています。

このほか、**企業型DCのマッチング拠出**について、**加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止**されます。これは確定拠出年金法で規定されていますので、今回の法律改正で改正されます。

企業型DCは、事業主が掛金を拠出しますが、規約で定めれば、加入者も掛金を拠出できるようになります。現行制度では、企業型DCは事業主拠出を基本としたものであることから、企業型DCの加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えないようにする必要があることが法律で規定されています。

**企業型DCの加入者掛金とiDeCo**は、ともに加入者が掛金を拠出してその掛金を運用する制度であり、**機能が類似**していますから、**併用することは認められていません**。

多少違いがあるのは、事務費の手数料を、iDeCoでは加入者が負担するのに対し、企業型DCの加入者掛金では、一般的に事業主が負担する点は、加入者のメリットです。一方、企業型DCの加入者掛金では、事業主が委託した運営管理機関が提示する運用商品から加入者が選択するのにに対し、iDeCoでは、多くの運営管理機関・運営商品から自由に選択できる幅の広さがメリットです。

現行制度では、**企業型DCの加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えないようにする制限**があるため、**事業主掛金が少ない加入者**の場合は、**iDeCoに比べて使える拠出限度額の枠が小さくなってしまふ**というデメリットがあります。

今回の法律改正で、そのような制限が撤廃されます。この改正は、公布の日から起算して3年を超えない範囲で政令で定める日から施行されます。

(注) 現行の企業型DCの加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないようにする制限は、企業型DCの規約の承認基準として、確定拠出年金法第4条第1項第3号の2に規定されており、この規定が削除されます。

### (3) 企業年金の運用の見える化（情報開示）

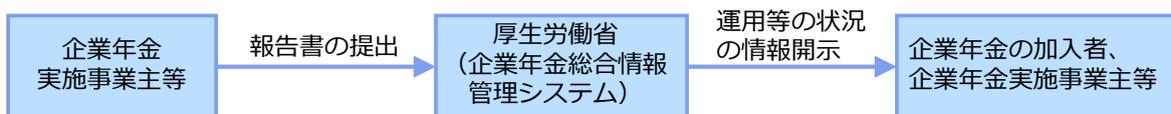
現在の制度では、**企業年金の情報**は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については**厚生労働省への報告書の提出義務**もありますが、一般には公開されていません。こうした**企業年金の情報を一般に公開**すれば、**他社との比較や分析**ができるような環境を整えることができ、企業年金を行う主体やその加入者などが、**加入者等の最善の利益のために運営を改善**できるようことが期待できます。

このため、企業年金の運用の見える化（情報開示）として、**厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開**することとされました。確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金について行われます。（図表4）

図表4

#### 企業年金の運用の見える化（情報開示）

- 現在の制度では、企業年金の情報は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については厚生労働省への報告書の提出義務もあるが、一般には公開されていない。
- こうした企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにする。
- 企業年金の運用の見える化（情報開示）として、**厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開**することとする。（公布から5年以内の政令で定める日施行）



#### 企業年金の運用の見える化の開示方法・開示項目

- DBの見える化
  - ・開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。  
※一部新規に報告。運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要（事業報告書に追加）
  - ・開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
  - ・開示対象要件として規模要件を設ける。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
- DCの見える化
  - ・開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）（RK経由の報告を想定）
  - ・開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
  - ・開示は全事業所を対象とする。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
  - ・上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

（資料）2025年5月16日 厚生労働省 法案概要資料（P7）に基づき作成

これは、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）において、「企業年金・個人年金の加入者等の利益を最大化していくため」として、確定給付企業年金（DB）について、「DBの運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報を他社と比較できる見える化（情報開示）を行うため、厚生労働省がこれらの情報を集約し公表する等の取組を行うこととし、次期年金制度改正に併せて所要の措置を講じる。」とされ、企業型確定拠出年金（DC）について、「事業主ごとの指定運用方法や運用商品の構成、

運用状況等を含む情報を他社と比較できる見える化（情報開示）を行うため、厚生労働省がこれらの情報を集約し公表する等の取組を行うこととし、次期年金制度改正に併せて所要の措置を講じる。」とされたことを踏まえて行われるものです。

この改正は、システム整備などの準備に時間を要するため、公布から5年以内の政令で定める日施行です。

（注1）確定給付型企業年金については、確定給付企業年金法第100条（報告書の提出）の第1項で、「事業主等は、毎事業年度終了後4月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。」と定められています。今回の改正では、同条に第4項を追加し、「厚生労働大臣は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表するものとする。」と定められます。

（注2）企業型DCについては、確定拠出年金法第50条（報告書の提出）で、「事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。」と定められています。今回の改正では、同条に第2項を追加し、「厚生労働大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表するものとする。」と定められます。

#### （4）簡易型DC制度の通常の企業型DCへの統合

現行の「簡易型DC制度」は、従業員が300人以下の中小事業主向けに、企業型DCの設立条件のパッケージ化（全員加入・定額掛金等）と、設立時に必要な書類等の削減による設立手続の緩和によって、企業型DCの実施時に事業主に求められる手続を簡素化し、企業型DCの普及を図るものです。

平成30年5月1日に施行された簡易型DC制度は、これまで導入実績が1件もなく、企業型DCの設立条件のパッケージ化については、個々の中小事業主のニーズと必ずしも合致しなかったと言えます。

このため、簡易型DC制度を廃止するとともに、企業型DCの普及を図るため、簡易型DCの実施の申請時に提出不要とされている文書の一部を、通常の企業型DCの実施の申請時にも提出不要に改められます。

この改正は、2026（令和8）年4月1日施行です。

(注) 現行の簡易型 DC 制度は、確定拠出年金法第 3 条第 3 項第 2 号の 2 及び第 5 項に規定されています。この改正では、これらを削除した上で、企業型 DC の規約の承認申請の添付書類から、同条第 4 項第 4 号（運営管理業務の委託に係る契約書）及び第 5 号（資産管理契約の契約書）が削除され、添付不要となります。

## (5) 石炭鉱業年金基金の DB 制度への移行

石炭鉱業に従事する坑内労働者のための老齢給付を行うことを目的として、**昭和 42 年に石炭鉱業年金基金法**に基づき、**石炭鉱業年金基金**が設立されましたが、その後の産業構造の変化により、現在の石炭鉱業年金基金の会員となっている事業主は 1 社のみとなっており、令和 5 年時点で加入員数は 133 人、受給権者数は 3,117 人に減少しています。

石炭年金基金の意思決定は会員である事業主を構成員とする総会の議決によりなされることが定められていますが、今後、会員である事業者が坑内採掘を行う事業を終了すれば、石炭年金基金の意思決定を行う主体が不在となり、基金の存続が困難となります。

また、現行の石炭鉱業年金基金法では、石炭年金基金の解散の規定について別に法律で定めることとしていますが、解散に関する法律は現在制定されておらず、基金の存続が困難となった場合に、受給権を有する受給者や将来受給を予定している加入者に係る権利を保護することができるよう手当てされていません。

そこで、石炭鉱業年金基金制度について、加入者の意思をより反映できる一般的な制度である DB 制度に移行することが、より加入員・受給者の保護に資することから、**石炭年金基金を DB 制度に移行して、年金給付等の権利義務を承継することとし、これをもって石炭鉱業年金基金法は廃止**されます。

(注) 石炭鉱業年金基金法の廃止についての規定は改正法本則に、制度移行に関する規定は改正法附則に設けられています。

## 10. 検討規定、法制上の措置等

### (1) 検討規定

#### ① 公的年金制度の持続可能性の確立、所得再分配機能の強化等

改正法附則第 2 条第 1 項には、公的年金制度の持続可能性の確立、所得再分配機能の強化等について、

「政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、**公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組**を更に進め、**社会経済情勢**

の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、**持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律**（平成 25 年法律第 112 号）第 6 条第 2 項各号に掲げる事項及び**公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項**（次項から第 4 項までに定める事項を除く。）について**引き続き検討**を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずるものとする。**」

という令和 2 年改正法附則第 2 条第 1 項と同じ検討規定が、引き続き置かれています。

この検討規定では、「平成 25 年の社会保障改革プログラム法の検討項目」、「公的年金制度の所得再分配機能の強化」及び「その他必要な事項」を検討項目に掲げています。

2013（平成 25）年の「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」は、同年の社会保障制度改革国民会議の報告書等を踏まえ、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度について、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示したもので、「**社会保障改革プログラム法**」と呼ばれます。これに基づいて、2014（平成 26）年から 2017（平成 29）年にかけて複数の個別改正法案の提出が行われました。

この法律の第 6 条第 2 項各号では、公的年金制度の検討課題として、①マクロ経済スライド調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方、②短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大、③高齢期における職業生活の多様性に応じ、1 人 1 人の状況を踏まえた年金受給の在り方、④高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しが、挙げられています。

これらの事項については、2016（平成 28）年の年金制度改正法案で対処されましたが、引き続きの検討課題もあることから、2020（令和 2）年と今回の年金制度改正法の附則の検討規定に引き続いて掲げられています。

## ②被用者保険の適用拡大

改正法附則第 2 条第 2 項には、被用者保険の適用拡大について、

「政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第 4 条の 3 第 1 項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、**厚生年金保険及び健康保険の適用範囲**について**引き続き検討**を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずるものとする。**」

という検討規定が置かれています。

また、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会の附帯決議では、  
「短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、**企業規模要件の撤廃を待つことなく早期に任意の適用を進めるための方策**について検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めること。  
また、国民健康保険制度の在り方等に留意するとともに、**雇用保険の加入要件が令和 10 年 10 月から週 10 時間以上になることなどを踏まえ、労働時間要件の週 10 時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の被用者保険への適用拡大について検討を加え、必要な措置を講ずること。**」

とされています。

次の 2030 年の年金制度改正に向けて、週 10 時間以上の短時間労働者への適用拡大など、被用者保険の更なる適用拡大は、重要な検討課題です。

### ③基礎年金の拠出期間の延長

改正法附則第 2 条第 3 項には、第 1 号被保険者期間の延長（基礎年金の拠出期間の延長）について、

「政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るため、所要の費用を賄うための安定した財源を確保するための方策も含め、国民年金法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する**第 1 号被保険者の被保険者期間を延長することについて**検討を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずるものとする。**」

という検討規定が置かれています。

また、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会（同旨）の附帯決議では、  
「次期財政検証では、**40 年を超えた厚生年金被保険者期間の基礎年金における取扱いを含め、基礎年金の 40 年から 45 年への拠出期間の延長**について、その実施に伴う安定した財源の**確保も含めて検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。**」

とされています。

今回の 2024 年の財政検証のオプション試算でも、基礎年金の保険料拠出期間を現行の 40 年（20～59 歳）から 45 年（20～64 歳）に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合の試算が行われました。

社会保障審議会年金部会における今回の法改正に向けた議論では、詳細な制度設計の議論は行われませんでした。昨年 12 月にとりまとめられた「年金部会における議論の整理」でも、「健康寿命の延伸や高齢者の就労進展等を踏まえると、基礎年金の拠出期間延長は、基礎年金の給付水準の向上を確保するために自然かつ有効で意義のある方策であると考えられる。引き続き、議論を行うべきである。」とされています。

基礎年金の拠出期間の45年への延長の論点の詳細は、昨年3月の本連載の第3回（基礎年金の拠出期間の延長の論点）を参照ください。

次の2030年の年金制度改正に向けて、基礎年金の拠出期間の45年への延長は、重要な検討課題です。

#### ④第3号被保険者の実情に関する調査研究及び在り方の検討

改正法附則第2条第3項には、第3号被保険者の実情に関する調査研究及び在り方の検討について、

「政府は、第3号被保険者（国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者をいう。以下この項において同じ。）の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような第3号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うものとする。」

という検討規定が置かれています。

第3号被保険者制度については、男女共働きの一般化や家族形態の多様化によって時代にそぐわない制度となっているとして、社会経済の変化や公平性の観点から見直しを求める意見がある一方で、第3号被保険者制度は、子育てや介護、あるいは本人が病弱であることなどで、十分な時間を外で働けない人にも基礎年金の年金権を確保する意義があることや、「1人あたり賃金が同じ世帯であれば、片働きでも、共働きでも、単身世帯でも、1人分の年金額は同じ」という視点で見れば公平な制度設計だという意見もあり、有識者の間でも評価は分かれています。このため、被用者保険の適用拡大を進めることにより、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを着実に進めることが、現時点で共有できる認識となっています。

今回の検討規定では、国民の間に様々な議論があるこの論点について、「議論に資するような第3号被保険者の実情に関する調査研究」と、「その在り方について検討」としています。

#### （2）次期財政検証の翌年度までの間の厚生年金のマクロ経済スライド調整率

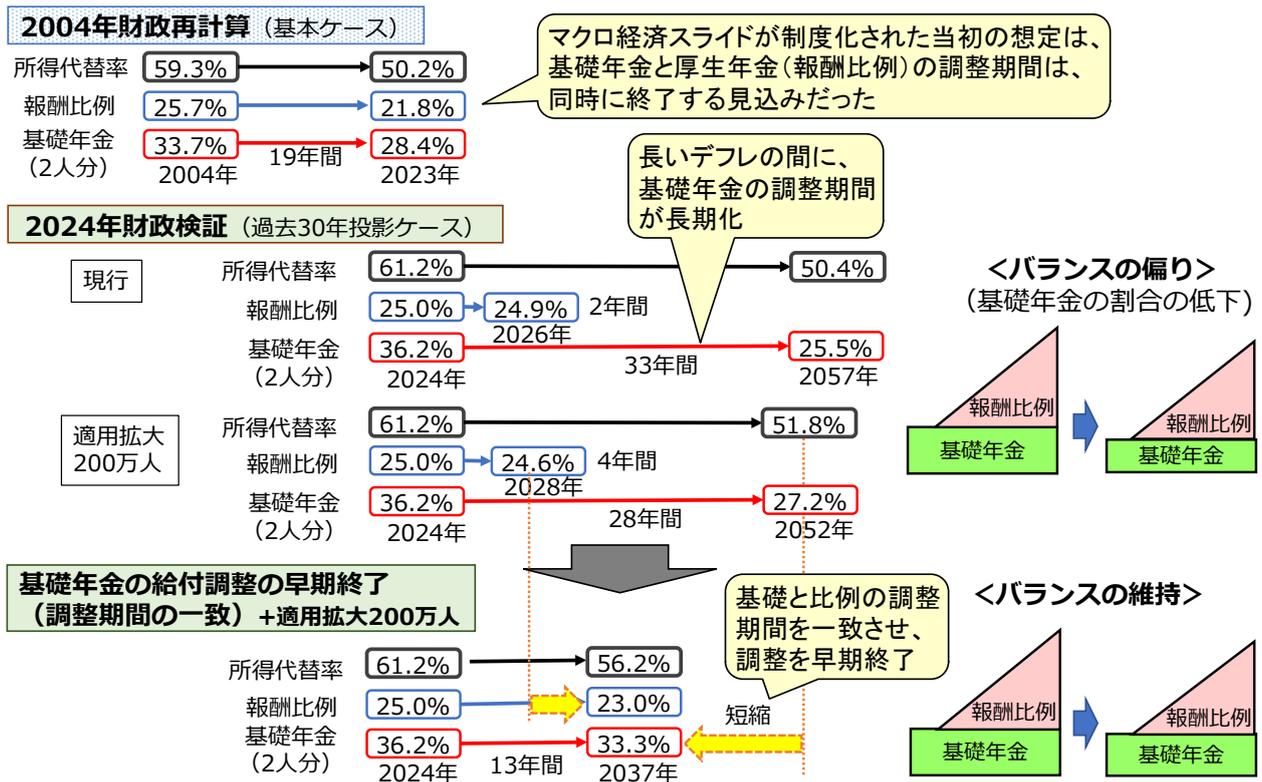
2024年財政検証では、被用者保険の適用拡大（200万人）を行うことによる影響を加えた試算で、成長型経済移行・継続ケースでは、報酬比例部分（2階）は給付調整が不要で、基礎年金（1階）の給付調整も2034年度に終了すると見込まれる一方、**過去30年投影ケースでは、報酬比例部分（2階）の給付調整が2028年度の終了見込み**である中で、**基礎年金は2052年度まで調整による水準低下が続く見込み**です。これにより、将来、厚生年金の受給者を含めた年金額が低下し、所得再分配機能も低下し、低所得層ほど年金額の低下が大きくなります。

このため、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整を早期に終了させる方法として、

①**基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）の調整期間を一致**させることにより、公的年金全体として給付調整を早期に終了させるとともに、②**基礎年金拠出金の算定方法を見直し**て、**毎年の保険料で賄う部分**は引き続き現行の加入者数の比率による按分（**加入者按分**）としつつ、**積立金で賄う部分**については各制度の積立金（基礎年金相当分）の残高の比率による按分（**積立金按分**）により計算する方法に改める、という改正案が検討されてきました。（詳細は、昨年12月の本連載の第11回（給付調整の早期終了（調整期間の一致））を参照ください。）

現行制度のままでは、過去30年投影ケースで、基礎年金部分の所得代替率は、現行の36.2%から2052年度には27.2%に低下し、モデル年金の所得代替率は61.2%から51.8%に低下が見込まれます。一方、**調整期間を一致**した場合は、**2037年度に同時に調整が終了し、基礎年金部分は33.3%への低下、モデル年金の所得代替率は56.2%への低下**にとどまりますので、**基礎年金の水準低下の防止に大きな効果**があります。（図表5）

図表5 **基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（調整期間の一致）**



（資料）2024年11月25日 年金部会 資料1（p3、p30）、2025年1月 厚生労働省資料を基に作成

しかし、この案については、保険料・拠出金・積立金の関係がわかりづらいことや、報酬比例部分（2階）の調整期間の延長により足下の年金の給付水準が下がる場合があること、基礎年金水準をそのまま減らした場合に比べて国庫負担が増えることに対応した財源確保の論点があることなどから、与党内にも慎重な意見がありました。7月の参議院議員選挙を前に、批

判を懸念したとも言われています。

そこで、厚生労働省では、経済が成長型経済に移行する（成長型経済移行・継続ケース）では、2034年度に基礎年金の調整も終了し、基礎年金と報酬比例部分の比率が大きく変わらないため、早期終了の措置を要しないが、経済が好調に推移しない場合（過去30年投影ケース）には、基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了のための措置が必要となることから、**その場合の備えとして、発動する場合の仕組み（調整期間の一致や基礎年金拠出金の仕組みの変更）は法案上に具体的に規定しつつ、その施行については、次期財政検証後に判断の上、別に法律で定める年度以降の発動とすることを法案上に規定する案とし、併せて、これを前提に、報酬比例部分の調整期間を次期財政検証の翌年度まで時限で継続する案とし、1月から与党への説明に努めました。**

しかし、この案でも与党内の議論がまとまらず、本来、3月14日までに閣議決定して国会提出しなければならない期限を大幅に遅延することとなりました。

そこで、4月に至り、厚生労働省は、今回の改正案には、**調整期間一致や基礎年金拠出金の仕組みの見直しの具体的な規定は盛り込まず、次の財政検証を踏まえて引き続き検討すること**としました。

その上で、それまでの間に厚生年金の調整期間が終了してしまうことを避けるため、**改正法附則第3条**で、①2024（令和6）年の年金財政検証を踏まえ、**令和2年改正法附則第2条第1項及び第3項の規定による検討を引き続き行うに際して今後の社会経済情勢の変化を見極めるため、この法律の公布の日の属する年度の翌年度から、次の財政検証の翌年度までの間は、厚生年金のマクロ経済スライド調整期間**とするとともに、②この場合、この間の厚生年金のマクロ経済スライドによる調整率を**3分の1に軽減**する、という規定を設けることとしました。（図表6）

（注1）附則第3条では、「令和2年改正法附則第2条第1項及び第3項の規定による検討を引き続き行うに際して今後の社会経済情勢の変化を見極めるため・・・次期財政検証作成年度の翌年度までの間は、・・・に規定する調整期間とする。」としています。

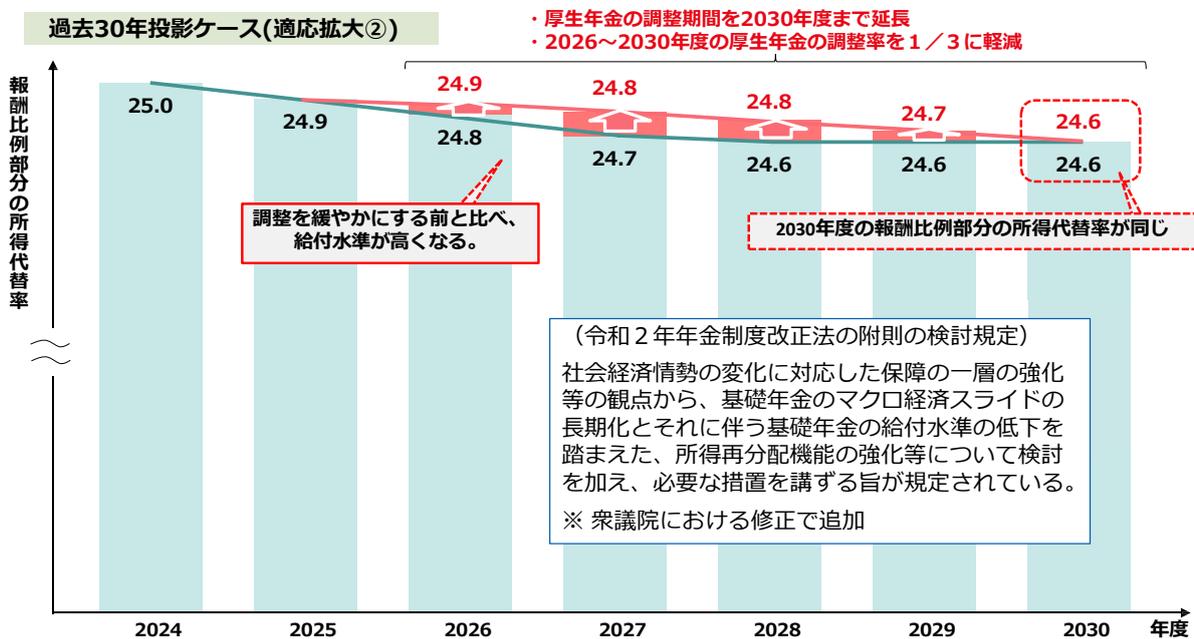
この令和2年改正法附則第2条第1項は、今回の改正法の附則第2条第1項と同様の検討規定で、「公的年金制度の所得再分配機能の強化」を検討事項としています。

また、令和2年改正法附則第2条第3項は、令和2年改正法の国会審議の際、衆議院での与野党一致の修正によって追加された検討規定です。これは、「前2項の検討は、これまでの財政検証において、基礎年金の調整期間の見通しが厚生年金の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。」としています。

(注 2) 附則第 3 条では、マクロ経済スライド調整が規定されている厚生年金保険法第 43 条の 4 において、「調整率」を「調整率に 1 から調整率を控除して得た率に 3 分の 2 を乗じて得た率を加えて得た率（以下「経過的軽減調整率」という。）」と読み替えることが規定されています。これは、例えば▲0.4%の調整を行うときの調整率は 0.996 ですから、「調整率 + (1 - 調整率) × 2/3」によって、調整率が 3 分の 1 に軽減されることを意味しています。

図表 6 **厚生年金のマクロ経済スライドの延長と調整率の軽減**

- 令和 2 年年金制度改正法の附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、次期財政検証の翌年度（2030 年度を予定）まで厚生年金（報酬比例部分）のマクロ経済スライド調整を継続する。
- この場合、この措置により厚年受給者に不利にならないよう、この間の厚生年金の調整率を 1/3 に緩やかにする。



(資料) 2025年4月 厚生労働省資料に基づき作成

### (3) 基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライド調整期間の一致の法制上の措置

政府がマクロ経済スライド調整期間の一致の改正事項を削除して法案を提出したことに対し、野党からは立憲民主党を中心に、「あんこのないあんパンだ」、「就職氷河期世代などが低年金に陥るのを防ぐための基礎年金底上げを見送ったのは将来に禍根を残す」と批判を強め、基礎年金の底上げ策の復活を求める主張が行われました。

その後、与野党間で協議が行われ、5月27日に、石破茂首相（自民党総裁）と公明党の斉藤鉄夫代表、立憲民主党の野田佳彦代表が国会内で会談し、**基礎年金の底上げ策を法案に盛り込む修正で、自由民主党、公明党、立憲民主党の3党で合意しました。**

法案は、5月16日（金）に閣議決定、国会提出され、5月20日（火）に衆議院本会議趣旨説明質疑、厚生労働委員会提案理由説明の後、衆議院厚生労働委員会において、5月21日（水）、23日（金）、27日（火）、28日（水）、30日（金）に質疑を行い、3党が合意した附則に1条加える修正の上で可決し、同日、衆議院本会議で可決されました。

その後、6月4日（火）に参議院本会議で趣旨説明質疑を行い、参議院厚生労働委員会では6月5日（木）、10日（火）、11日（水）、12日（木）に質疑を行い同日可決し、13日（金）に参議院本会議で可決成立しました。

追加された改正法附則第3条の2の第1項では、「政府は、**今後の社会経済情勢の変化を見極め**、この法律の公布の日以後初めて作成される**年金財政検証**において、**基礎年金の調整期間の見通しと厚生年金の調整期間の見通しとの間に著しい差異**があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により国民年金法による**老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合**には、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、**基礎年金の調整と厚生年金の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置**を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。」と定めています。

また、第2項では、「政府は、前項の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、**その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置**を講ずるものとする。」と定めています。（図表7）

この規定は、当初の厚生労働省の案のように、調整期間一致や積立金按分の具体的な仕組みは法律に規定されていませんが、調整期間の見通しに「著しい差異」があり、老齢基礎年金の「給付水準の低下」が見込まれる場合には、基礎年金の調整と厚生年金の調整を同時に終了させるために「必要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定していますから、「検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」という一般的な検討規定と異なり、「法制上の措置」について強く規定されています。

次の財政検証で、調整期間の見通しに「著しい差異」がある結果になるかどうかは、次の年金制度改正で行う被用者保険の適用拡大の内容により変わりますし、財政検証の経済前提の置き方によっても変わります。衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会の附帯決議では、「次期財政検証に当たっては、今回の財政検証の前提は楽観的過ぎるとの指摘を踏まえ、出生率、経済成長、女性の社会進出などについてより厳しい前提で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を検討するとともに、令和2年法改正時の附帯決議で指摘があったように、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な

経済前提の下での結果を示すこと。」としていますので、それを踏まえた財政検証が求められています。

次の2030年の年金制度改正に向けて、マクロ経済スライドの基礎と比例の調整期間の一致は、重要な検討課題です。

図表7

### 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対する衆議院による修正

附則第三条の次に次の一条を加える。

(法制上の措置等)

第三条の二 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により国民年金法による老齢基礎年金（以下この条において単に「老齢基礎年金」という。）の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（次項において単に「老齢厚生年金」という。）の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第十六条の二第一項の調整と厚生年金保険法第三十四条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。

2 政府は、前項の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

※本稿は、「年金時代」（社会保険研究所）に、2025年6月13日付けで掲載されたものです。

※本稿は、厚生労働省のホームページで公表されている国会提出法案、法案概要資料、これまでの社会保障審議会年金部会等の資料に基づきながら、筆者においてまとめたものです。

※法案の要綱、法律案、新旧対照条文等は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/217.html>

また、厚生労働省の概要説明資料等は、こちらに掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00017.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html)

※年金制度についての詳しい解説は、筆者の書籍「年金制度の理念と構造—より良い社会に向けた課題と将来像」（[社会保険研究所](#)、2024年4月23日刊）をご参照ください。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）

1962年東京都生まれ。1987年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004年から2008年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015年から内閣府で大臣官房審議官（経済財政運営・経済社会システム担当）。2017年から厚生労働省で年金管理審議官、2019年から年金局長。2019年の財政検証、2020年の年金制度改正法案などを担当。2022年6月厚生労働省退官。同年10月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員